

広島県告示第四百二十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年五月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
国家公務員共済組合連合会広島記念病院	広島市中区本川町一丁目四番三号	平成二六年五月五日	更新
国家公務員共済組合連合会吉島病院	広島市中区吉島東三丁目二番三三三号	平成二六年五月五日	更新
せのお循環器科・心臓血管外科	広島市安佐南区西原七丁目八番三八号	平成二六年五月五日	更新
高陽ニュータウン病院	広島市安佐北区亀崎四丁目七番一号	平成二六年五月五日	更新
公立世羅中央病院	世羅郡世羅町本郷九一八番地の三	平成二六年五月五日	更新
医療法人三宅会 三宅整形外科病院	福山市東町一丁目二番五号	平成二六年五月五日	更新